



令和 5 年 1 月 16 日

紹介議員 (請願の場合)

氏名 須藤京子

件名

牛久市における太陽光発電の設置に関する条例の
制定を求める請願

請願者代表者

住所 牛久市

氏名

電話番号

ほか 20 人

(法人の場合はその名称及び代表者の氏名)

牛久市議會議長

杉森弘之様

牛久市における太陽光発電の設置に関する条例の制定を求める請願

【請願の趣旨】

太陽光発電施設等が景観、市民の住居環境その他の地域環境に及ぼす影響を抑え、調和を図り、良好な環境及び安全な市民生活を確保するため、太陽光発電設備の設置に関する条例の制定を求める。

【請願の理由】

太陽光発電は、2012年に固定価格買取制度が開始されて以降、全国的に急拡大した。茨城県においても「いばらきエネルギー戦略」が策定され、太陽光発電など、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの積極的な導入拡大が図られ、茨城県は全国第1位となっている。

牛久市においても、太陽光発電施設の設置は急拡大している。2020年10月には東部地域に東京ドーム8個分の広大な敷地に発電量 29.4MW のメガソーラーが事業を開始した。また、遊休農地等を活用した太陽光発電施設は住宅地隣接地にも設置されるなど、とどまるところを知らない拡大ぶりである。

しかし、太陽光発電施設については、自治体や住民に知らされないまま工事が進められるなどにより、景観や生活環境の問題、土砂流出や管理不全による安全性等の問題など、県内各地で住民と事業者との間でトラブルが頻発している。牛久市でも、令和4年度に市に寄せられた意見の中に「不適切な管理状態にある太陽光発電所について」がある。

東岡見行政区においても同様の問題が浮上している。当地域では住宅地の隣接地でありながら周辺住民に何らの説明も行わず、樹木の伐採が勝手に行われ問題となった事もある。また、当行政区の南側には広大な林野を開発してのソーラー発電所の開発が計画されていることが判明した。

当行政区では、この問題に対処すべく何度も担当課を訪ねているが、太陽光発電施設の設置に関する独自の条例が制定されていない牛久市は、茨城県の「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に基づいた指導するというのみである。私たちは再生可能エネルギー導入に反対しているのではない。無秩序に進む太陽光発電施設の設置がもたらす豊かな自然環境の破壊、災害の危険性をはらむ開発行為、何より良好な住環境を侵害する現状を市はこのまま放置してよいのかということである。

県内では16市町村（2022年1月31日時点）が独自に条例を制定し、市民の安全と安心を確保する体制を整備している。先のご意見に対する回答には「災害防止、生活環境の保全を目的とした条例制定に向け、県内外の条例について調査し、検討している状態です」とあるが、一体いつまで検討し続けているのか、市民要望に真摯に向き合っているのかと問いたくなる状況である。

そこで、市民の生活環境を守り、未来の子どもたちに安心安全が約束できるよう早急に条例を制定し、太陽光発電施設等と地域環境との調和、良好な環境及び安全な市民生活が確保できるよう牛久市における太陽光発電設備の設置に関する条例の制定を求めるものである。

以上